

NPO 法人ブリッジフォースマイル第三者委員会設置要綱

(目的)

- 第1条 NPO 法人ブリッジフォースマイル(以下 NPO 法人と言う)が、その事業において運営の向上又は改善を図るために、NPO 法人の活動状況及び諸問題について必要な意見を求めることを目的として第三者委員会を設置する。
- この要綱は、第三者委員会に関する必要な事項を定め、適正に第三者委員会が役割を果たすことを目的として定める。

(所掌事務)

- 第2条 第三者委員会は次に掲げる事項について報告を受け審議し、その結果を理事長に報告し、又は意見を建議する。
- (1) NPO 法人の行う自立支援事業の現状及び計画について
 - (2) 自立支援事業における支援活動の諸問題について
 - (3) NPO 法人の運営について
 - (4) 利用者及び関係者からの苦情等、及びその対応について
- 2 第三者委員会は NPO 法人理事長から、諮問を受けた事柄について審議し、意見を建議する。
- 3 第三者委員会は委員会の目的を達するために必要な調査等を実施することができる。NPO 法人はこの調査に協力しなければならない。

(委員)

- 第3条 第三者委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げるの中から選出し、法人理事長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 児童養護施設の運営に詳しい第三者
 - (3) 退所後支援に関わる制度や心理に詳しい第三者
- 委員は3名以上とし、(1)(2)(3)のいずれかを2名以上含んで構成しなければならない。
- 2 第三者委員会には、NPO 法人理事長が任命する法人内部の委員2名を加える。

(任期)

- 第4条 第三者委員会の委員の任期は、1期2年とする。なお、再任は妨げない。

(委員会組織)

- 第5条 委員会に委員長を1名置く。
- 2 委員長は、委員の互選により第三者委員の中から選出する。
 - 3 委員長は、会を総理し、委員会を代表する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、年2回以上行う。また、その他に必要に応じて随時開催する。
- 2 委員会の会議は、理事長が招集する。理事長は委員長から要請があった場合には会議を招集しなければならない。
 - 3 委員会の審議及び審議事項の決定は、原則として全員一致で行うものとする。但し、委員長が必要と判断する場合には、内部委員を除いた第三者のみで行うことができる。

(関係者の出席)

第7条 NPO 法人の役員は、オブザーバーとして出席し、意見を述べるができる。また、委員長は審議に必要があるときは、NPO 法人役員及び職員を委員会に招致し、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 第三者委員会の庶務は法人が担当する。NPO 法人理事長は役員及び職員の中から記録を取るものを参加させ、委員長の確認を得たものを記録として管理する。

(費用)

第9条 第三者委員会の外部委員が委員会の目的を果たすために行う活動に係る費用は、実費相当分を別に定めるところにより NPO 法人が負担する。

(守秘義務)

第10条 第三者委員会の委員は、委員であることにより知り得た NPO 法人や関係する個人が特定される恐れのある情報等を NPO 法人理事長の許可なく漏洩してはならない。この守秘義務は委員を辞した後も同様とする。

附則

1. 平成 25 年 6 月 23 日 理事会承認

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

本要綱第 3 条に基づき、以下に委員を委嘱する。

委員会委員

	氏 名	役 職
学識経験者	中 山 正 雄	白梅学園短期大学 教授
運営に詳しい第三者	黒 田 邦 夫	二葉むさしが丘学園 施設長
運営に詳しい第三者	恒 松 大 輔	あすなろ荘 ホーム長
内部委員	菅 原 亜 弥	NPO 法人ブリッジフォースマイル事務局長
内部委員	矢 森 裕 章	NPO 法人ブリッジフォースマイル理事